

# 児童養護施設で暮らす子どもたちに大学進学権利保障を

—本学部で田中孝奨学金制度を創設する意義と展望—

Securing the right to attend university  
for high school students residing in child nursing homes  
- the significance and meaning of the Tanaka Takashi scholarship  
to the College of Community and Human Services

浅井 春夫

ASAI Haruo

## 要約

児童養護施設で暮らす子どもたちの進学に関して、公的に保障されているのは高校進学までとなっているが、大学進学は各施設と入所児童の自己努力に委ねられているのが実際である。そうした現状を踏まえて、本学部独自で児童養護施設で暮らした高校生が自由選抜入試で合格した場合に、選考を通して田中孝奨学金を受けることができる制度を確立した。4年間の入学金、授業料の免除だけでなく、学修奨励金（生活の基礎的経費の経済支援）を支給する画期的な制度の第一歩を踏み出した。このことで児童養護施設児童の高校等の3年間の学習目的と意欲がはぐくまれることを期待している。

## Abstract

Currently, residents of child nursing homes are guaranteed the right to a publicly funded education until the high school level; however, beyond that university entrance depends on the individual effort of the student as well as the policies of the institutions themselves. In light of the current situation, the College of Community and Human Services has initiated a system whereby high-school level students residing in child nursing homes who have successfully passed the free-selection entrance exams are able to apply for the Takashi Tanaka scholarship. In addition to waiving tuition and fees for recipients' entire four years of study, the College has also implemented the first step toward providing additional financial support for their basic living expenses as well. Through this initiative, it is hoped that residents of child nursing homes will be motivated to pursue their studies at the high school level.

**Key words:** Child nursing home, scholarship, child poverty, Takashi Tanaka, university entrance

アンパンマンの作者・やなせたかしが生前、こんなことを書き、語っている。

「正義のための戦いなんてどこにもないのだ。正義は或る日突然逆転する。正義は信じがたい」  
(やなせたかし『アンパンマンの遺書』岩波書店、1995年)。

正義とは実は簡単なことなのです。困っている人を助けること。ひもじい思いをしている人に、パンの一切れを差し出す行為を「正義」と呼ぶのです。

「それゆけ！アンパンマン」の作者 やなせたかし

## はじめに―田中孝奨学金制度の創設の意味―

### 田中孝奨学金制度と大学進学の実状

立教大学コミュニティ福祉学部では、2015年度から児童養護施設からの入学者を対象に、4年間の入学料・授業料を免除し、さらに年額80万円の学修奨励金を支給する奨学金制度を創設することになった。

本制度は、田中孝氏のご寄付をもとに、「奨学金は、児童養護施設児童への修学支援事業として、学部への自由選抜入試の受験資格を満たして同試験に合格しながらも経済的理由により修学が困難な者に対し、入学手続前に、経済的支援の方途を提示することで学部での修学の機会を提供し進学を支援するとともに、入学後の学部での学業の促進を図ることを目的とする」（田中孝奨学金規程）ものである。

ぜひ児童養護施設から大学での専門的な学びにチャレンジしてもらいたいという願いを、検討に検討を重ねて、全学的なバックアップのもとでコミュニティ福祉学部が独自に創設した奨学金制度である。大学進学の可能性が現実のものになることで、3年間の高校生活に新たな希望を見出してもらいたいし、さらに大学での学びを活かして、社会に堂々と羽ばたいてもらえることを心から願っている。

本稿は、奨学金制度を創設することにもなっており、「いま、なぜ児童養護施設の子どもたちが活用できる奨学金制度なのか」を整理しておくための覚え書的な論稿である。

児童養護施設で暮らす子どもたちにとって社会的自立がいまほど厳しい時代はないといっても言い過ぎではなかろう。そのことは今日ほど貧困・格差が広がった社会はないということでもある。とくに児童養護施設入所の理由において虐待ケースが急増しているなかで、家族的な支援は多くを期待できないし、高校卒業だけでは独立世帯で自立生活を営むことは困難であることは言うまでもない。

2014年7月15日、厚生労働省が公表した「国民生活基礎調査」で、2012年の相対的貧困率が16.1%となり、17歳以下の子どもの貧困率は前回は0.6%上回って16.3%に達し、はじめて国民全体の貧困率を上回った。さらにひとり親家庭の貧困率が54.6%と前回調査（2009年）を3.8%も上回ったのである。

大学に入学すれば、それですべてよしということではない。後述するように、大学中退率は全体の数値よりも、児童養護施設から入学した学生のほうがはるかに高い中退率を示している。実際の大学生生活を過していくと、学びの場もまた格差社会の現実のなかにある。留学や海外インターンシップにチャレンジしようと思えば、授業料とは別に数十万から100万円を超える費用を必要とする。また社会福祉実習や教育実習に行けば、バイト生活と両立できないで収入は減る。ゼミでの研究合宿やクラブ活動はもとより、交友関係にはお金がかかる。

今日の大学生の親元からの仕送りは、東京地区私立大学教職員組合連合の調査「私立大学新入生の家計費の負担調査 2013年度」（[www.tfpu.or.jp/2013kakeihutanchousa.pdf](http://www.tfpu.or.jp/2013kakeihutanchousa.pdf)）によると、2013

年度に私立大学に入学した下宿生（地方から出てきた大学生など）が親から毎月送ってもらった「仕送り額」は8万9,000円となっている。この金額は、1986年度の調査開始以来の最低額である。ちなみに仕送り額のピークは1994年度の12万4,900円であった。家賃等経費が6～7万円とすれば、単純に仕送り額から家賃を差し引くと、残るのは2～3万円となる。単純計算でいえば、家賃を除いた1日あたりの生活費はわずか937円となる。アルバイトは大学生生活にとっては必須要件となっている。大学進学は少子化の進行と大学の定員枠が拡大してきた現状のもとで、大学が入りやすくなったなかでは経済的支援があるかどうかが決定的な条件になっている。

### 田中孝奨学金の意義

こうした児童養護施設児の社会的環境と大学生活の現実を踏まえて、本学部における田中孝奨学金制度の意義を整理しておくことにしたい。

- ① 4年間の入学金・授業料を免除されるとともに4年間を通して年間約80万円の「学修奨励金」が毎年支給されることになっており、経済的には一定の負担軽減がされることになる。4年間を通して学修を最低限保障することで、児童養護施設の子どもたちが大学に進学する夢を現実にするのをバックアップする内容となっている。
- ② 経済的な支援体制だけでなく、年間を通して「支援担当教員」を中心にした学生生活への支援体制を準備していることがあげられる。
- ③ 自由選抜入試の合格を前提に、奨学金制度を活用できることになっている。その点では児童養護施設での生活を目的意識的にどのように過ごしたかが問われることになり、施設生活のなかでも高校生としてどのように生活を組み立てていくべきかを考えてもらうきっかけにもなる。3年間の高校生活を通して目的を持ってもらう契機になることを願っている。
- ④ 多様な分野で構成されている3学科体制の“ふくしの総合学部”であるコミュニティ福祉学部で学ぶことは、人間を大切にする専門職に向かって勉強し、社会的に巣立ってもらえる可能性が大きく開かれているといえよう。
- ⑤ わが学部だけでなく、全国の大学・短期大学等で児童養護施設、母子生活支援施設、里親のもとで暮らす社会的養護のなかで、大学等の進学保障を、国・自治体レベル、大学レベルでさらに具体化していく問題提起になることを心から願っている。
- ⑥ 東京6大学で児童養護施設から入学をした学生への修学支援を本格的な制度として立ち上げたという意義も小さくはない。

こうした本奨学金の意義を確認した上で、大学進学に向けての奨学金制度をめぐる現状と課題を整理していきたい。

## 1. 児童養護施設から見える日本の家族の現状

本年3月に発表された「平成24年度社会福祉施設等調査の概況」（2012年10月1日現在）によれば、施設数589、定員3万4,410人（調査票回収：在所者数2万8,188人）となっている。主には

幼児から高校生までの約3万人の子どもたちが全国の児童養護施設で暮らしている。直近では施設数は600か所に達している。

207か所の児童相談所が2013年度に把握した児童虐待件数(速報値)は前年度比7,064件(+10.6%)増の7万3,765件となっている。

児童養護施設で暮らす子どもたちの入所理由=児童養護問題の発生理由(2008年)をみてみよう。総数3万1,593人のうち、割合の多い順に発生理由(多くのケースが重複した問題を抱えているが、入所措置理由は緊急性の高い問題を「主訴」として分類する)を列挙すると、「虐待(放任・怠惰、虐待・酷使、棄児、養育拒否)」33.1%、「(父・母の)精神疾患」10.7%、「(父・母の)就労」9.7%、「破産等の経済的理由」7.6%、「(父・母・父母の)行方不明」7.0%、「(父・母の)入院」5.8%、「(父・母の)拘禁」5.1%、「父母の離婚」4.1%、「その他・不詳」10.5%などとなっている。今日の家族が抱える深刻な生活問題が児童養護施設に集約されているのであり、児童養護施設は現代社会の家族問題の凝縮点であり、同時にこれからの日本の家族の10年～20年先を示している展望台の位置にある。

児童養護施設への入所理由で多数を占めているのは「虐待」である。主訴だけでなく、虐待を受けた児童の割合は、53.4%となっている(厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査結果」2008年3月)。実際に都市部や現場感覚ではもっと多いといつてよい。

「児童虐待相談のケース分析等に関する調査」(主任:丸山浩一、こども未来財団、2009年3月)によれば、①虐待者の就労状況で正規就労は29.6%にすぎない。②したがって虐待者と世帯の経済状況でみれば課税世帯は3分の1にすぎない。③虐待につながる要因としては経済的な困難、虐待者の心身の状況、ひとり親家庭、夫婦間不和、不安定な就労などがあげられている。こうした調査結果などをみても、虐待問題の根底には貧困問題がある。

総じていえば、児童養護施設はわが国の家族の養育問題の最も困難な階層から入所しており、そのことを意識すれば、要養護問題の再生産サイクルにいかにくさびを打つのが課題として問われている。要養護問題は親の低学歴、不安定就労、低収入、生活保護世帯などのなかで、養護問題は世代継承性の側面をどのように変えていくかが求められている。

児童養護施設の子どものための高校進学はもとより、大学等の進学を家族の経済力に関わりなく保障する課題は、日本の家族問題への貧困克服への大きな意味を持っている。そして一人ひとりの子どもを大切にする福祉・教育政策の根本が問われている課題でもある。

## 2. 児童養護施設児童の高校等進学率の推移

### 1) 児童養護施設における高校進学率—1960年代～70年代—

戦後直後の応急対応期としての5年間を踏まえて、1950年代にはホスピタリズム論争の10年間を経て、養護実践の課題が鮮明になってきたのが60年代であった。それは児童養護施設児童を高度成長期の経済政策との関連でいかに位置づけていくのかという福祉政策側の課題でもあった。

表1 児童養護施設退所児童の進路状況の推移—1960年代～70年代

調査年	1961年 (1)	1965年 (2)	1965年 (3)	1969年 (4)	1972年 (5)	1974年 (6)	1974年 (7)	1977年 (8)	1978年 (9)
対象者退所年度	57～60年	60～64年	1964年	1969年	1971年	68・70・72年	1974年	1976年	1977年
調査対象地域	全国20施設	全国	東京	全国	全国	全国	全国	全国	東京
進路	就職	86.2%	77.6%	77.2%	68.0%	71.6%	68.8%	45.7%	39.9%
	進学	4.4%	10.0%	11.6%	9.4%	8.3%	8.9%	19.5%	25.1%
	就職進学			8.1%	13.9%	20.1%	11.9%	21.8%	19.8%
	職業訓練校 (各種学校含む)				5.7%		7.9%	10.0%	15.2%
	その他・不明	9.4%	12.4%	3.1%	3.0%			3.0%	

出典：浅井春夫「養護施設におけるアフターケアの現状と課題」『児童養護の新たな展開』あいわ出版 1987年 78頁

- (1) 社会事業施設研究会 「施設退所児童の社会適応に関する調査研究」1961年
- (2) 施設の子供達と進む会 「養護施設出身者児の雇用改善とアフターケアの確立について」1965年
- (3) 東京都社会福祉協議会 「養護施設出身児童の就職状況」1965年
- (4) 全国社会福祉協議会養護施設協議会（以下、全養協と略す）  
「養護施設における44年3月中学校卒業児童の進路に関する調査」1969年
- (5) 青少年福祉センター 「養護施設児童の義務教育終了後に関する調査」1972年
- (6) 同上 「養護施設児童の義務教育終了後に関する調査」1974年
- (7) 全養協 「養護施設における49年3月中学校卒業児童の進路に関する調査」1974年
- (8) 行政管理庁行政監察局 「51年3月中卒の養護施設児童に関する調査」1977年
- (9) 青少年福祉センター 「東京都養護施設卒園児の動向」1978年

表1 児童養護施設退所児童の進路状況の推移をみると、1960年前後でみれば、高校進学率は4.4%～11.6%を推移しており、その数値は1974年まで続いている。その間、「就職進学」（定時制進学）が10%台～20%前後という状況である。これは児童養護施設の現場が苦肉の策としてとってきた教育権拡充の戦略ということができる。同時に、多くの場合、施設側では中学卒業までが児童養護の在籍対応期間として考えざるをえなかったという面がある。児童養護施設においては1980年代になって「18歳養護」が実践的な課題としてようやく意識されるようになってきたといえるが、中卒＝施設退所＝“社会的自立”でよしとする施設、あるいは退所後は定時制進学を利用することによって、あとは自己努力でやっていきなさいという選択肢をとらざるを得ない現実があった。つまりどの施設に「措置」（行政庁の入所決定）されるかが児童養護施設児童の進路選択を大きく規定していたといえよう。

あえてこういう認識を提示するのは、今日の児童養護施設で暮らす子どもたちの大学進学をどのように考えるのかという問題提起の側面を受けとめていただきたいと思うからである。施設退所＝措置の切れ目が権利の切れ目になるのではなく、大学進学への権利をいかに具体化するのかが本気で考え行動するのが児童福祉施策に問われている。

表1で明らかのように、1974年を画期として児童養護施設の子どもの高校進学率は上昇する。10%前後から1974年には進学率19.5%、就職進学21.8%、77年ではそれぞれ25.1%、19.8%、78年35.4%、15.7%と大きく改善されている。それは1973年から措置費で「特別育成費」として進学助成が行なわれていることが背景にある。高校進学を「特別育成」という捉え方自体が問題であるといえるが、ここで考えるべきことは制度的財政的保障が実施されることで高校等の進学

率の改善が実現していったという事実である。

高等学校に進学した児童に対しては、「児童福祉法による入所施設措置費国庫負担金の交付基準について(昭和48年厚生事務次官通達)」によって、特別育成費を支弁するものとし、その内容は高等学校の教育に必要な諸経費であって、授業料、クラブ費、生徒会費等の学校納付金、教科書代、参考図書代、学用品等の教科学習費、交通費、通学用品費等の通学費等である。

現在(2014年5月14日厚生労働省通知)の特別育成費の金額は、国公立分 児童1人月額 22,910円、私立分 児童1人月額 33,910円、入学時特別加算費 児童1人年額 60,970円となっている。

その他に、2009年度より中学生の学習塾代が措置費で支弁されている。学習塾代は「施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち学習塾に通っている児童であって、学習塾に必要な授業料(月謝)、講習会費等の実費を合算した額」となっている。問題はこの措置費を各施設でどこまで利用しているかである。その意味では児童養護施設における進路指導の基本姿勢とあり方が鋭く問われている。

## 2) 児童養護施設における現在の高校進学率

児童養護施設の中学卒業後の進路(2012年度末に中学校を卒業した児童のうち、13年度5月1日現在の進路)は、児童養護施設児(2,496人)のうち、「高校等進学」は2,366人(94.8%)、「専修学校等」46人(1.8%)となっており、進学率は96.6%となっている。全中卒者(118.5万人)の「高校等・専修学校等」の進学率は99.2%で、その差は2.6%となっている。

児童養護施設児の「就職」は53人(2.1%)、「その他」31人(1.2%)で総計3.3%となっており、全中卒者では1.2%となっている。中卒就職者はきわめて少数となっている。

厚生労働省「平成25年度『高校・中学新卒者の求人・求職・内定状況』取りまとめ」(2014年3月14日)によれば、中卒者の求人数は、年間を通して1,335人で、求職者(学校又は公共職業安定所の紹介を希望する者のみの数)では1,114人となっている。そもそも年間を通して中卒者に対する求人・求職者数はこの程度にすぎない。高校中退者を含めると実際の求人数はきわめて限定された数字となっている。つまり中卒段階の学歴と年齢ではほとんど就業先は求人をしていないのが現状である。

このような就労環境を考えると、すでに高校卒業の学歴は社会的自立をしていくうえで、必要最低限の社会的資格であるといえよう。

表2でみるように、現在、児童養護施設児の高校進学率に関しては、ほぼ全国的な水準に近接しているといつてよい。しかし問題は、第1に高校進学率だけでなく、卒業率が実践的課題としてある。高校中退をすれば、中卒の学歴・資格しかないことになってしまう。第2に高校在学期間にどのような社会的自立能力とともに人生選択能力を形成していくのが重要な実践的課題となっている。第3として、全国の大学・短大の進学率(現役)が53.6%、専門学校進学率16.8%、就職率16.8%、そのほか6.2%(文部科学省「平成24年度学校基本調査(速報値)」2012年度。トータルで100%にはならない)の時代状況のなかで、児童養護施設児の大学進学保障の課

題を正面に据えることが求められている。

いま児童養護施設の変革として社会的な生活環境の改善と子どもたちの社会的自立能力をいかに高くしていくのが求められている。その最も大きな課題として、大学等の進学保障をいかに実現していくのが問われている。

表2 児童養護施設児童の進学、就職の状況（厚生労働省「社会的養護の現状について（参考資料）」）

① 中学卒業後の進路（平成24年度末に中学校を卒業した児童のうち、平成25年5月1日現在の進路）

	進 学				就 職		そ の 他		
	高校等		専修学校等						
児童養護施設児	2,496人	2,366人	94.8%	46人	1.8%	53人	2.1%	31人	1.2%
（参考）全中卒者	1,185千人	1,166千人	98.4%	5千人	0.4%	4千人	0.3%	11千人	0.9%

② 高等学校等卒業後の進路（平成24年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成25年5月1日現在の進路）

	進 学				就 職		そ の 他		
	大学等		専修学校等						
児童養護施設児	1,626人	200人	12.3%	167人	10.3%	1,135人	69.8%	124人	7.6%
うち在籍児	263人	52人	19.8%	36人	13.7%	132人	50.2%	43人	16.3%
うち退所児	1,363人	148人	10.9%	131人	9.6%	1,003人	73.6%	81人	5.9%
（参考）全高卒者	1,088千人	579千人	53.2%	258千人	23.7%	184千人	16.9%	68千人	6.3%

③ 措置延長の状況（予定を含む）

4月1日から6か月未満	20歳に到達するまで	その他
113人	80人	70人

児童養護施設児は家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全中卒者・全高卒者は学校基本調査（平成25年5月1日現在）。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

### 3. 児童養護施設児童の大学等進学率の推移

すでにふれたように、1974年時点での児童養護施設的全日制高校進学率は19.5%、就職進学を含めると41.3%となっている。同じく74年の全中卒者の高校進学率は90.8%であり、児童養護施設児との差は全日制高校進学率の約70%であり、就職進学を含めてみれば約50%の格差となっている。

ブリッジフォースマイル調査チーム（2013）の調査結果（過去10年間で大学、短期大学、専門学校等に進学した退所者のうち、施設が把握している654人について回答）によれば、「進学者の約3割が中退し、残りの7割しか卒業できていない」実状がある。

日本全体で見ると、大学における卒業までの中退率は8.1%を数えている（朝日新聞×河合塾共同調査「ひらく日本の大学」2014年度調査）。OECDなどにおいても約1割を数えているが、それらと比べても施設経験者の退学率はかなり高いのが実際である。

ブリッジフォースマイル調査チーム（2013）によれば、中退理由については、「経済的理由」が最も多く、全体の24.7%を占めている。「精神的不調・負担」と「身体的不調・負担」の合計が全

体の約2割を占める現状があり、その他に「進路変更」、「アルバイトとの両立」、「学業不振・留年」、「学校の人間関係」などとなっている。「アルバイトとの両立」15.6%と「経済的理由」を合わせると、経済的問題は4割を超えるのである。

進学した施設経験者は、生活費や学費の面で家族からの経済的支援などは期待できないことがほとんどであり、本人のアルバイトによる現金収入および各種の奨学金制度に頼らざるを得ないのである。その結果、多くの労働生活に時間を費やさざるを得なくなり、学修面でさまざまな問題を抱えることが多くなっている。

さらに「経済的問題」は、在学期間が長い学生ほど労働生活に比重が大きくなる傾向は顕著となっている。短大又は2年制専門学校の退学理由が「経済的問題」であると考えられる学生は3割となっているが、4年制大学または3年制専門学校の退学者について、退学理由が「経済的問題」であると考えられる学生は4割にのぼっており、在学期間が長くなるほど、経済負担が重くのしかかり、中退を余儀なくされる現実がある。

#### 4. 「子供の貧困対策大綱」のなかの大学進学問題

##### 「子供の貧困対策大綱」の発表の意義と課題

政府は本年8月29日に「子供の貧困対策に関する大綱について」（以下、「大綱」と略記）を閣議決定した。「大綱」のサブタイトルは、「全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して」である。

「大綱」の第1の柱として「子供の貧困対策の意義」と「大綱の策定」に関して、「子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は極めて重要である。そうした子供の貧困対策の意義を踏まえ、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する」を掲げている。

「大綱」の第2の柱では「子供の貧困対策に関する基本的な方針」として、以下の10項目が掲げられている。

- 1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- 4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
- 5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
- 6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
- 7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。

- 8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。
- 9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
- 10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

第3の柱は、「子供の貧困に関する指標」が具体的に提示されている。

項目だけを紹介すれば、○生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率、○生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率、○生活保護世帯に属する子供の大学等進学率、○児童養護施設の子供の進学率及び就職率、○ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園）、○ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率、○スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率、○就学援助制度に関する周知状況、○日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子・有利子）、○ひとり親家庭の親の就業率、○子供の貧困率、○子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率など、13項目が掲げられている。

そのなかで「児童養護施設の子供の進学率及び就職率」（平成24年度末に中学校又は高等学校等を卒業した者のうち、平成25年5月1日現在の進路）について、中学校卒業後の進路に関して、進学率 96.6%（高等学校等94.8%、専修学校等1.8%）、就職率 2.1%、高等学校等卒業後の進路に関して進学率 22.6%（大学等 12.3%、専修学校等 10.3%）、就職率 69.8% という現状が示されている。

第4の柱は、「指標の改善に向けた当面の重点施策」で、具体的な項目として、1教育の支援、2生活の支援、3保護者に対する就労支援、4経済的支援、5その他で構成されている。

とくに「1教育の支援」では、「『学校』をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開」や「学校を窓口とした福祉関連機関等との連携」などの課題が示されており、重要な施策方向であるといえよう。

### 「子供の貧困対策大綱」の問題点

まず「大綱」で違和感を持ったのは、「子ども」という用語が「子供」に統一されていることである。そもそも子どもの貧困対策法（「子どもの貧困対策の推進に関する法律」2013年6月19日成立）においても「子ども」が使用されていたのに、「大綱」では「子供」になっている不可解さがある。あえて「子供」を使った意味が不明である。

これは昨年、文部科学省が省内の公用文書の「こども」の表記を漢字書きの「子供」に統一することを決めたことを反映しているのであろう。法律用語としては「子供」が使われることはない。国際条約などの和訳では「Child」は児童もしくは子どもとされている。こどもの日では、「こども」が使われている。子どもの貧困対策を積極的に展開していくうえで、「子供」に統一する意味合いはまったく不明である。

つぎに「大綱」の最大の問題点は、多くの団体・個人が要望し期待してきたことで、改善の目標数値を明示することが求められていたが、最終的には数値目標を設定することはなかった。「大

綱」の柱として、「子供の貧困に関する指標」が具体的に示されているのに、その数値の改善目標が明示されることなく、総花的な課題列举で終わってしまっている。子どもの貧困率16.3%に関して、イギリスなどの子どもの貧困根絶法などを参考に10年で半減を目標値とすべきである。

高等学校等卒業後の進路に関して進学率 22.6%を5年以内で、50%を目標とし、就職率69.8%と逆転させることを目標として設定されるべきである。

さらに「大綱」は「おおむね5年ごとを目途に見直しを検討する」ことが謳われているが、中間時点での積極的な見直しをすべきであろう。そのためにも見直しをする際の指標としても、明確な数値目標を設定すべきである。

現在のような「大綱」では、子どもの貧困の削減さえおぼつかないであろう。残念ながら、この国においては子どもの貧困を削減する本気度は高くはないのである。

### 「子どもの貧困」対策の課題

これまで述べてきたことをふまえ、「子どもの貧困」対策づくりでの課題を列举すると、次のようになる。

- ①すべての地方自治体で子どもの貧困対策の目標と計画作りを実行に移すことを通して、子どもの相対的貧困率の削減目標を明記すること。子どもの貧困の解消に向けて、子どもの貧困率を当面は「10年後の達成目標を8%（現在より半減させる）」、「20年後に根絶を目標」にすること。
- ②目標達成に向けた政府・地方自治体の施策実施の義務、報告義務を明記すること。
- ③法律には子どもの定義がないため、支援対象が広がり、進学できる子どもが増えることが期待されている。法律で対象とする子どもの年齢については、0歳から大学卒業程度までを網羅することが必要である。
- ④法律の見直し規定を明記すること。
- ⑤子どもの貧困の定義と貧困を測る指標を策定すること。
- ⑥子どもの貧困調査を実施すること。独自の調査を継続的に実施し、相対的貧困率と剥奪指標の組み合わせ等、「貧困」の実態を総合的に把握すること（相対的貧困ラインが低下していることを踏まえた調査をすること）。
- ⑦財政上の措置を明記すること。
- ⑧これらの諸課題に立ち向かうために、政府・自治体に必要な委員会を恒常的に設置すること。

これらの諸点は「子どもの貧困」に本気で立ち向かおうと考えれば、必然的に抽出される課題である。その意味で国の決意のなさが浮き彫りになっている現状があるといわなければならない。

## 5. 大学進学の意味と社会的養護の課題

### 東京都の児童養護施設等退所者の実状

東京都における調査で施設退所後に進学した学校を施設種別ごとにみると、児童養護施設では

「専門学校」が38.4%と最も多く、次いで、「私立の四年制大学」(24.9%)、「高校」(17.5%)が多い。また、養育家庭(里親)では「私立の四年制大学」が38.1%と最も多く、次いで、「専門学校」(28.6%)、「短期大学」(23.8%)が多いという状況である(「東京都における児童養護施設等退所者へのアンケート調査報告書」[調査期間：平成22年12月から平成23年1月、回答率37.9%]平成23年8月、東京都福祉保健局)。

本調査は、施設等退所者へのアンケート調査なので、大学や高校進学、中退など退所した年齢がさまざまな状況を踏まえての調査である。私立の4年制大学への進学率は、施設で25%、里親で約4割となっている。東京都は全国で最も児童養護施設児への大学支援制度が整備されている行政地域である。その東京都でさえこうした実態が現状である。

都道府県別に児童養護施設の大学進学率を比較すれば、相当な開きがあるといえよう。教育権保障の具体的な課題に格差が2倍以上あってはならないと考える。全国どこの児童養護施設で進学時期を迎えたとしても、基本的な権利が保障されなければならないはずである。

### 社会的養護児童・児童養護施設児を対象とした奨学金

以下は、児童養護施設児を中心にした社会的養護児童を対象にした措置費制度および民間の基金などによる奨学金・生活援助金などの制度である。これらの制度を最大限活用してどこまで大学等の進学支援をしていくのかが現場実践と運営で求められているが、児童養護施設児への支援体制は不十分であるといわざるをえない。

つぎに児童養護施設などで生活している子どもたちへの奨学金制度を紹介しておくことにする。このような奨学金による支援制度があることは歴史的にみれば確実な前進であるが、このくらいしか児童養護施設からの大学等の進学支援のシステムはないということも現実である。各施設および大学等においてもこれらの奨学金制度を最大限活用して、進学支援をしていくことが求められている。

#### 社会的養護児童・児童養護施設児を対象とした奨学金

(山口敬子助教が学部の奨学金プロジェクトで提出した資料に、浅井が加筆)

<大学進学のための奨学金・助成制度>

#### ◎就職支度費・大学進学等自立生活支度費(国による措置費による補助)

<実施者>各都道府県及び指定都市

<給付内容>

支度費79,000円※一人1回(2014年度)、特別基準分(親の経済的援助が見込めない場合の加算)  
189,510円、計268,510円(下線は浅井)

…就職支度費同様、措置解除時に支度費および一時金として給付

<対象>

・「支度費」は、全国の児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親の

措置解除後、大学等や各種学校に修学する者

- ・「特別基準分」は上記に加え、保護者がいないか、いても適切な養育が出来ず、経済的援助が見込めない児童について、施設長、里親、児童相談所長の意見に基づき、各都道府県及び指定都市が要否を判断する。
- ・上記記載のほかに、地方自治体によって加算がある。  
東京都 595,800円(後述)、神奈川県 79,000円 + 28,000円  
横浜市 79,000円 + 29,400円、横須賀市 79,000円 + 28,000円、川崎市 416,000円など

<備 考>

- ・生活諸経費等に対する一時金の補助であり、基本的に他の奨学金受給を妨げる性質のものではない。
- ・進学と同時に就職した場合、「就職支度費」との併給が可能

#### ◎大学等入学支度金(東京都による補助)

<実施者>東京都

<給付内容>大学・短大 595,800円、各種学校 入学手続き時に納入が必要な最低限度額

<対 象>

児童養護施設および養育家庭の東京都による措置児童で、措置解除後、大学等や各種学校で修学するもの

<備 考>東京都の全措置児童に適用される

#### ◎雨宮児童福祉財団修学助成

<実施者>財団法人雨宮児童福祉財団

<助成内容>入学金実費分

<対 象>

全国の児童福祉施設に入所している児童および里親のもとにいる児童で、高校卒業後進学を希望し、大学等や専門学校に合格した者のうち、他の機関から返済義務のない入学金の助成を受けていない者

#### ◎JX児童養護施設・母子生活支援施設・里親家庭奨学助成

<実施者>社会福祉法人全国社会福祉協議会

<助成内容>新入学時に10万円を助成。他の奨学金との併給可

<対 象>

全国の児童養護施設および母子生活支援施設を退所し、高校卒業後、大学などや専門学校等に進学を予定している者

### ◎西脇基金

<実施者>社会福祉法人東京都社会福祉協議会

<助成内容>在学中に学校へ納入する学費の援助金として、月額3万円を助成

<対象>

東京都から委託を受けている児童養護施設、里親、児童自立支援施設および東京都自立援助ホーム実施要項による自立援助ホームのうち、毎年度友愛基金の会費を納めている会員に対し、児童が大学等に進学した際の補助を行う。

### ◎朝日新聞 児童養護施設・里親家庭の高校生進学応援金

<実施者>朝日新聞厚生文化事業団

<助成内容>

4年制大学や短期大学、専門学校の入学金や新生活への支度金として、1人100万円を限度に助成。

<対象>

児童養護施設や里親家庭に生活し、進学を希望する高校3年生（高卒認定合格見込み者含む）。東京都は対象外。

<募集人員>20人程度

<応募方法>

所定の申込書（①本人申込書、②施設長・里親申込書）を当事業団に請求し、必要事項を記入のうえ、作文（400字×2枚程度、題名は『君自身への応援メッセージ』）をそえて、郵送で申し込み

<お申し込み・お問い合わせ>朝日新聞厚生文化事業団「進学応援金」係

### ◎資生堂児童福祉奨学金

<実施者>財団法人 資生堂社会福祉事業団

<助成内容>学費等の補助として年額50万円を支給。

<対象>

将来、児童福祉分野で働くことを希望して大学、短期大学、専門学校へ入学する高校3年生を対象に児童福祉奨学生として支援。

進学後2年間、あるいは4年間の授業料の一部として年間50万円の奨学金を支給します。返済は不要。

<備考>

- 作文（2015年度のテーマ①私の高校生活、②将来の夢）を中心とした書類による一次審査、面接による二次審査がある。
- 募集人数は5名程度

- ・対象の学部等は、社会福祉士受験資格を取得できる学部、児童指導員資格を取得できる学部、厚生労働大臣の認可を受けた保育士資格を取得できる学部・養成校。

<応募方法>申し込み・問い合わせ先「資生堂社会福祉事業財団奨学金係」

### ◎日本アムウェイ「One by One こども基金 奨学金」

日本アムウェイ合同会社は、社会貢献活動「One by One こども基金」の一環として、児童養護施設の子どもを対象に、大学入学後の修学に必要な経済的支援を目的とした奨学金制度「One by One こども基金 奨学金」を創設し、奨学金給付事業を開始することとしました。同奨学金は、新大学1年生5～6名に対して、年額50万円、最大4年間の奨学金給付を予定している。

<応募資格>

児童養護施設に在籍し、大学・短期大学・専門学校への進学が決定（または予定）している高校3年生

<募集人数>5～6名程度（選考段階で人数が変更する場合がある）

<給付内容>

- ・年額50万円を学校卒業まで給付
- ・給付期間は進学した学校の卒業までの最短の在学期間とする（最大4年）。
- ・他の奨学金と併せて受けることができます。

<応募書類>

1. 申請書（各児童養護施設に配布）
2. 作文（400字程度、テーマ「将来の夢」）※様式は問わず
3. 施設長からの推薦文（400字程度）※様式は問わず
4. 成績表のコピー（学校の出席・部活動の取り組み状況についても審査の参考にいたします）

### ◎大学等進学者への奨学金プログラム カナエール

…スピーチコンテストを通して意欲を育み、卒業までの資金を支援

<対象者>

児童養護施設退所後に大学などへの進学を希望している、または進学して卒業までに1年以上在籍期間がある若者

<内容>奨学金一人あたり、一時金30万円と、卒業まで月々3万円の給付

### まとめにかえて—大学の社会的責任のひとつとして—

厚労省においても「児童養護施設から大学等に進学する児童等への配慮について」（児童養護施設等及び里親等の措置延長等について、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知、平成23年12月28日）で、以下の通知を発している。

「4 児童養護施設から大学等に進学する児童等への配慮について

児童養護施設から大学等へ進学する児童等について、生活が不安定で継続的な養育を必要とする場合には、満20歳に達するまでの間、法第31条を適用し保護期間の延長をすることができる。しかし、児童の状況等により当該規定を適用しない場合や満20歳に達したことで措置を解除することとなった場合で、家庭復帰等が難しい場合には、その学業が終了するまでの間、引き続き児童養護施設から通学させることは差し支えない。この場合において、食費等については実費を徴収するなど適切に行うものとする」

ただ現状では、十分にこの通知が活用されているとはいえない。一方、少なくない大学で奨学金制度やAO入試などによる児童養護施設児への支援体制を拡充している。

それぞれの持ち場で何ができるのかを真摯に追究していくことが求められている。

大学側が児童養護施設の奨学金制度を検討する際に考えるべき課題を以下に列挙しておくことにする。

- 1) 入学金等の補助、全額支給など、東京都、各県で独自の補助をしている現状もあり、経済的支援は改善をされているといえるが、入学後の生活費の確保でつまづくことが少なくない。生活費面での援助の拡大が必要不可欠の課題となっている。
- 2) 大学生活をはじめ金銭管理に関するノウハウを具体的に援助していくことが必要な若者が少なくない。施設と大学で協力して、生活スキル面での援助・支援をしていく必要がある。
- 3) あわせて入学後の単位取得を確実なものにしていくためには、入学前の特別講座や入学後の学習支援体制が必要な入学者もいることを想定すべきであろう。

末筆になって恐縮だが、この奨学金制度を確立する上で、多くの方々のお力添えがあったことを記して、お礼を申し上げたい。

まずもって多大なご寄付をいただいた田中孝氏に心から感謝を申し上げる次第である。ご寄付をいただいたとき、正直、無神論者である私が神は存在しているのだと感じた瞬間であった。

田中氏のご友人で、学部創設時の教授でおられた関口良輔先生には、田中氏と学部の橋渡しをしていただきましたこと、あらためてお礼を申し上げたい。

奨学金制度・進学支援体制に関するプロジェクトで、外部の識者に参加していただくなかで、さまざまな課題を整理することができた。プロジェクトメンバーは、浅井が座長で、埼玉育児院の元院長（現在、理事長）の国分光雄先生、山梨県の児童養護施設・山梨立正光成園園長・山田勝美先生、福祉学科の山口敬子助教であった。記して感謝を申し上げる。

学外の方には恐縮だが、学内の仲間たちへのお礼を書かせていただくことをお許し願いたい。

前学部長の松尾哲矢先生には、制度の礎を築いていただきましたことに感謝をするものである。前学部長の尽力なくしては、本奨学金制度は陽の目を見なかったといっても過言ではない。

また学生厚生課の遠藤裕子課長には、本当にお世話になった。献身的な姿勢に学び、大げさではなく感動することがたびたびあった。心からお礼を申し述べたい。

本当に末筆になって恐縮だが、奨学金規程の作成に関しては、遠藤学生厚生課長とともに福祉

学科の平野方紹教授、松山真教授が中心になって策定をしていただいた。新座事務部の阿久津事務部長をはじめ多くの事務部の職員のみなさんからも貴重なご意見をいただいたことに、あらためてお礼を述べておきたい。

**【引用・参考文献】**

- ・武藤素明編著『施設・里親から巣立った子どもたちの自立』福村出版、2012年
- ・厚生労働省「社会的養護の現状について（参考資料）」2014年3月
- ・認定NPO法人ブリッジフォースマイル調査チーム「全国児童養護施設調査2012社会的自立に向けた支援に関する調査」2013年4月
- ・研究代表者：高橋亜美「児童養護施設等退所者のアフターケア支援の取り組み」2010年度、一般研究助成最終報告書
- ・「東京都における児童養護施設等退所者へのアンケート調査報告書」〔調査期間：平成22年12月から平成23年1月、回答率37.9%〕平成23年8月、東京都福祉保健局

## 【参考資料】

**立教大学コミュニティ福祉学部田中孝奨学金規程**

2014年5月22日

## (目的)

**第1条** この規程は、田中孝氏から立教大学コミュニティ福祉学部（以下「学部」という。）に指定寄付された「田中孝奨学金」（以下「奨学金」という。）に関する事項を定める。

2 奨学金は、児童養護施設児童への修学支援事業として、学部への自由選抜入試の受験資格を満たして同試験に合格しながらも経済的理由により修学が困難な者に対し、入学手続前に、経済的支援の方途を提示することで学部での修学の機会を提供し進学を支援するとともに、入学後の学部での学業の促進を図ることを目的とする。

## (定義)

**第2条** この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「学費」とは、入学金、授業料、教育充実費及び実験・実習費をいう。
- (2) 「その他の納入金」とは、研究会費、学生健康保険互助組合費及び校友会費をいう。
- (3) 「施設」とは、児童福祉法第41条に規定する児童養護施設をいう。
- (4) 「入所」とは、児童福祉法第27条第1項第3号及び第27条の2第1項による措置により第3号の施設へ入所することをいう。

## (奨学金額)

**第3条** 奨学金は給与奨学金とし、金額は学費その他の納入金のうち、入学手続及び学修のために当該年度に大学に納入すべき金額とする。

2 選考及び継続審査の際に必要な認められた者については、前項とは別に、奨学金の学修奨励金分（以下「学修奨励金」という。）として、年額80万円を支給する。

## (支給期間)

**第4条** 奨学金の支給期間は、卒業のために必要な修業年限である在学8学期を上限とする。

2 奨学金の受給資格は、学部入学をもって発生し、入学手続時の納入金としての奨学金は、入学することを前提として支給するものとする。

3 学部は、毎年度継続の意思を確認し、審査のうえ支給を継続する。

## (支給方法)

**第5条** 奨学金は、学修奨励金を除き、学費その他の納入金に充当する。

2 学修奨励金は、年度ごとに12回に分けて支給する。

(対象者)

**第6条** 奨学金を受給する者(以下「受給者」という。)は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 自由選抜入試出願時に、施設に入所している者で、高等学校在学期間中を施設入所している者
- (2) 奨学金申請時に満20歳未満の者であって、学部の自由選抜入試に合格し、その翌年に学部に入学できる者
- (3) 入学後独立して生計を営む者で、生活困窮のために支援が必要であると認められる者
- (4) 継続にあたっては、受給者の前年度の所得が日本学生支援機構第1種奨学金の基準以内である者

(支給人数)

**第7条** 奨学金の支給人数は、各入学年度において若干名とする。

(申請書類)

**第8条** 奨学金を申請する者は、学部の指定する期間に次の各号に定める書類を提出する。

- (1) 奨学金申請書
- (2) 現に入所している施設長からの推薦書及び高校入学時から在籍していることを証明できる書類
- (3) その他学部が必要とするもの

(採用候補者の選考)

**第9条** 奨学金の採用候補者の選考は、第6条の基準を満たし、前条に定める書類を提出した者について学部内に設置する選考委員会(以下「委員会」という。)が審査を行い、学部教授会が決定する。

- 2 委員会は、申請者について、これまでの学修の実績、施設における生活姿勢と取組み及び高等学校における正課外活動の内容について申請書の記載と施設長の推薦書を確認の上、学部における学生生活の4年間を、問題意識を持って送ることができる見込みのある者を総合的に判断し、学部教授会に採用者を提案する。
- 3 委員会は、必要に応じて申請者や受給者に説明を求め、又は書面の提出を求めることができる。
- 4 委員会は学部長、学部各学科長、学部教務委員長、学部学生生活支援委員長及び学部長が必要に応じて指名する者で構成し、委員長は学部長を除く委員の互選により決定する。

- 5 委員会は、関係部局と調整の上、選考及び審査に関わる日程及び手続を定め、教授会に提案するほか、受給者に関する学部長からの諮問に回答する。
- 6 委員会は、当該年度の新規採用者数の決定に先立ち、指定寄付金の残高と現在受給する者の在学状況を確認し、4年間支援しうる人数を決定した上で選考作業を開始するものとする。
- 7 委員会及び選考の詳細は、別に定める。

(採用候補者の通知)

**第10条** 採用候補者の通知は、自由選抜入試合格発表と同時に郵送で行う。

(採用者の決定)

**第11条** 奨学金採用候補者のうち、学部が指定した期間に、本人及び現に入所している児童養護施設の施設長との連署による「立教大学コミュニティ福祉学部田中孝奨学金申込書(充当願-指定様式)」を提出した者を採用者とする。

(奨学金継続採用の審査)

**第12条** 奨学金継続採用の審査は、委員会が行い、学部教授会が決定する。

- 2 委員会は、継続採用の審査を学生部に委任することができる。
- 3 委員会は、毎年度次の書類を学部が指定した期限までに提出した者について継続の審査を行う。
  - (1) 奨学金継続申請書
  - (2) 当年度の収入状況及び継続して独立生計であることを確認できる書類
  - (3) その他学部が必要とするもの
- 4 奨学金は、次の各号のいずれにも該当する場合に継続採用とする。
  - (1) 継続審査時点において独立生計であり、引き続き経済的支援が必要であると確認できること。
  - (2) 経済状況において日本学生支援機構第1種奨学金の基準を満たしていること。
  - (3) 採用者として入学し、受給する年度の4月において在学学期数が8学期を超えておらず、修得単位数が卒業に必要な単位数のうちの1学年(2学期として計算)あたり平均31単位以上であること。

(継続採用者の発表)

**第13条** 奨学金継続採用者の発表は、当該年度の学費その他の納入金の請求時に行う。

(留学)

**第14条** 奨学金の受給者が立教大学学則第37条に規定する留学を行う場合は、次の各号のとおり

りとする。

(1) 在学留学をする場合は、受給者の実負担額にかかわらず、当該年度の本学の定める学科学費その他の納入金に充当し、学修奨励金の支給については、委員会が審査し学部教授会が決定する。この場合の奨学金継続の意思確認及び審査は、第12条に従う。

(2) 休学留学をする場合は、同期間中の奨学金の支給を停止とし、受給資格は失わないものとする。

2 在学留学した奨学金の受給者に対する第12条第4項第3号の審査については、次のとおりとする。

(1) 留学中に修得した単位が、本学で単位認定される前に審査を受ける場合は、留学直前学期までを審査対象とする。

(2) 留学中に修得した単位が、本学で単位認定された後で審査を受ける場合は、留学している学期も審査対象とする。

(受給者への支援体制)

**第15条** 学部長は、受給者の修学上の相談支援及び生活上の助言を行うための教員（以下「支援担当教員」という。）を指名する。

2 学部長は、学期ごとに受給者の学修状況を確認するとともに、入学後の状況につき支援担当教員、新座キャンパス事務部職員及び学部長が必要と認めた者の間で共有し、必要に応じて支援内容を協議することとする。

(受給資格の喪失等)

**第16条** 奨学金の受給者は、次の各号に該当した場合は該当した時点からみて次回の支給から受給資格を喪失する。

(1) 退学

(2) 除籍

(3) 学内他学部への転部

(4) 休学。ただし、休学の事由が傷病による場合、母国における兵役義務による場合又は第14条第1項第2号に該当する留学の場合には支給の停止とし、受給資格は失わないものとする。ただし、支給の停止となる休学であっても休学学期数が4学期を超え修学の見込みがない場合はこの限りでない。また、経済的理由による休学（修学資金確保のための就労）は休学学期数2学期を上限としてのみ認め支給の停止とし、受給資格は失わないものとする。

(5) 奨学金の受給者が受給を辞退した場合

2 奨学金の受給者が、ある年度の4月において第12条第4項に定める各号のいずれかの資格を満たさなかった場合、当該年度の支給を停止する。ただし、支給停止中に支給再開手続きを行った上で、翌年度の4月に第12条第4項に定める各号の資格をいずれも満たした場合は、4月か

ら支給を再開する。

- 3 前項の支給再開手続においては、第12条第3項第1号の書類を使用し、継続申請と同日程にて申請することを認める。

(委員会議決による受給資格の喪失等)

**第17条** 学部長は、受給者としてふさわしくないと認められる事由が発生した場合には委員会に諮問し、その議を経て、奨学金について、前条の規定に関わらず、次回の支給から、受給資格の喪失、支給の停止、または支給金額の変更をすることができる。

- 2 学部長は、前項の規定に関わらず当該年度に支給された学修奨励金の一部又は全部について受給者に返還を求める場合は委員会に諮問することとする。奨学金の返還については別に定める。
- 3 前2項の規定による処分を行おうとするときは、当該の受給者にあらかじめ弁明する機会を与えなければならない。この場合、書面で弁明をなすべき日時、場所及び処分を行う理由を通知しなければならない。

(不服申立て)

**第18条** 第12条、第16条第1項第4号及び第17条の決定に不服のある奨学金の受給者は、書面により学部長に審査請求することができる。

- 2 審査請求を受理した学部長は、当該事案について審査会に諮問し、その答申に基づき、審査結果を奨学金の受給者に通知する。
- 3 前項の審査会は、次の各号に掲げる者で構成する。
  - (1) 学生部長
  - (2) 人権・ハラスメント対策センター長
  - (3) 新座キャンパス事務部長
  - (4) 支援担当教員
- 4 不服申立てに関する手続及び審査会については、別に定める。

(併給制限)

**第19条** 受給者の学内奨学金及び本学の推薦を要する外部の奨学金の出願については、次のとおりとする。

- (1) 日本学生支援機構の児童養護施設児童を対象とする奨学金や公的な支援金及び自由応募の外部奨学金については、その応募及び受給を妨げない。ただし、学費に充当するための奨学金等を受給することはできない。
- (2) 次に掲げる学内奨学金及び本学の推薦を要する外部の奨学金については、いずれとも重複して応募及び受給することができない。

- イ 春季一括募集の給与奨学金及び民間育英団体奨学金
- ロ 立教大学緊急給与奨学金
- ハ 立教大学課外活動奨励奨学金
- ニ 立教大学入学試験成績優秀者奨学金
- ホ 立教大学「自由の学府」奨学金
- ヘ その他本学奨学金委員会が併給不可と判断した奨学金

(必要な配慮)

**第20条** 奨学金については、児童養護施設児童などで経済的困難を抱える者の学業が円滑に進められるように、その周知に努めるとともに、対象となる者のプライバシー保護の重要性に鑑み、手続の説明や通知などにおいては特段の配慮を図ることとする。

(事務の担当)

**第21条** 奨学金に関する事務は、新座キャンパス事務部、学生部及び財務部が行う。

(規程の改廃)

**第22条** この規程の改廃は、学部教授会の提案を受け、学生生活支援協議会の議を経て総長が行う。

## 附 則

この規程は、2014年5月22日から施行する。